

2012年3月31日
2014年10月6日整理
(一社)日本身体障がい者水泳連盟

日本身体障がい者水泳選手権大会及び地域連盟主催大会
における水着等の取り扱いについて

水着等については、IPC-SW（国際パラリンピック委員会水泳部門）の規則2.13が準用される（FINA と基本的に同じ）。

ただし、「強化指定選手・育成選手及び国際ライセンス登録者」以外の選手は、水着が下記の形状等であれば参加できる。

水着の形状等

- ① 男子はへそを超えず、膝までとする。
- ② 女子は肩から膝までとする。ただし、首、肩を覆うことはできない。
- ③ 重ね着は禁止。着用できる水着は1枚とする。
- ④ 水着、身体へのテーピングは基本的に禁止、ただし大会毎に申請、許可を得て認められることがある。
- ⑤ 素材は繊維のみとすること。（ファスナーは認められていない。）

以下 IPC-SW 規則等 参考

2.13 水着

- 2.13.1 水着はIPC Swimmingに認可されたもののみとする。男性用および女性用の水着で現在認可されている水着はIPC Swimmingのウェブサイト www.ipcswimming.org/Rules_Regulations/で見られる。
- 2.13.2 選手の障害に合わせて、水着を修正したり 2.13.6 の規定において身体を覆う範囲が規定外になったりすることは許される。
- 2.13.3 全ての選手の水着（水着、キャップ、ゴーグル）は品位を保ち、個人競技規則に合ったもので、また攻撃的なシンボルの載ったものであってはならない。
- 2.13.4 全ての水着は、透けて見えるものであってはならない。競技エリア内では 2.14 にしたがってスイムキャップを2枚着用してもよい。
- 2.13.5 競技では、選手はワンピースまたはツーピースの水着を1枚しか身に付けることはできない。水着の一部であるとみなしての、アームバンドやレッグバンド等は付けてはならない。

2.13.6 男性用水着は、上はへそを下は膝を超えてはならない。女性用水着は首を覆わず、肩を超えてはならない。下は膝を超えてはならない。2.13.2 参照。全ての水着は織物の素材からできているものでなければならない。

なお、水着等の各所属の表示については下記当連盟の規程を守ること

「競技会において着用又は携帯することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規程」

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟（以下「本連盟」という）競技者資格規則第6条第1項第1号に規定する商業ロゴマーク（商標・商標名の総称）等の取り扱いに関することを定める。

(商業ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員（以下「競技者等」という）は、競技会の会場内で着用する水着及びウエア・持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、つぎのとおり取り扱う。

(1) 水着及びウエア・持ち物には、それぞれ利用の異なる毎に、次の名称・マークを付けることができる。

- 1) 自分の氏名や所属チームの名称・マーク
- 2) パラリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク
- 3) 国旗・国または地域の名称（自国でなくても良い）都道府県や市町村の名称・マーク
- 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの
- 5) 水着には、30cm以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーロゴマークを1個及びメーカーロゴマークをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、相互に隣接して置いてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる。前記1)～4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、競泳競技の水着に付ける所属チーム等の名称・マークは30cm以内で1個とする。

6) ウェアには、40以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる。

7) その他持ち物には、20以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる。

(2) スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商品、サービス又は企業広告とする。ただし、タバコ及びビール以外のアルコール並びに本連盟のオフィシャルスポンサーに登録されている企業は除く。

(3) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦×横で面積を求める。また、それぞれの面積は最大を示し、規定の範囲内であれば大きさに制限は無い。

(スポンサーのロゴマークの申請方法)

第3条 スポンサーのロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「商業ロゴマーク等の使用申請書」(別紙様式)を本連盟宛に提出し、承認を得なければならない。

(スポンサーのロゴマークの承認手続)

第4条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認した上、本規程の範囲内で特に指摘する事項が無い場合は、申請者への承認通知は省略する。